

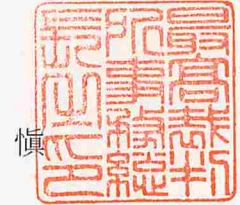
最高裁秘書第1601号

令和2年7月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書不開示通知書

5月4日付け（同月7日受付，第020120号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

緊急事態宣言がされ，外出自粛要請が発せられたことを受けて，全ての実務修習地において，裁判所，検察庁，弁護士事務所における指導を中断し，司法修習生に課題を与えて自宅学修へ切り替える措置を決定した際に作成した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。